



特許紛争に調停の活用を

弁護士 阿部隆徳氏



「知的財産紛争の解決に、もっと知財調停を使うべきだ」と話すのは、特許紛争が専門の阿部隆徳弁護士。知財調停は2019年に東阪の地裁で本格始動した。3回の審理で終わり、裁判に比べ期間は3分の1。「使用事例は少ないようだが、大阪地裁で申立人を代理した特許紛争案件は半年弱で解決した。新型コロナがなければ3カ月で終わっただろう」

知財部の裁判官と知財弁護士らが調停委員になり、裁判所がプールしている候補者から利益相反がない人を選任する仕組みだ。「裁判所で行ううえ、相手が納得して応じることが前提なので執行にもリスクは少ない」という。発明者の認定など両当事者の感情的対立が激しい案件には適さないが「特許の有効性やライセンス料でもめた際には便利な仕組み」と訴える。

許諾番号30085306 日本経済新聞社が記事利用を許諾しています。
2021年03月08日付 日本経済新聞朝刊 013ページ
©日本経済新聞社 無断複製転載を禁じます。